

Ⅱ. 社会の変化等に伴う障害児・障害者のニーズへのきめ細かな対応

1 障害児に対する専門的で質の高い支援体制の構築

(1) 児童発達支援センターの機能強化等による地域の支援体制の充実

① 障害特性に関わらず身近な地域で支援を受けられる体制の整備

- 児童発達支援センターの基準・基本報酬について、多様な障害児が身近な地域で支援を受けられる体制整備を促進する観点から、福祉型・医療型の類型を一元化するとともに、福祉型における3類型（障害児、難聴児、重症心身障害児）の区分も一元化する。
一元化後の新たな基準・基本報酬は、現行の福祉型（障害児）を参考に設定するとともに、難聴児や重症心身障害児について、現行の基準で求めている体制等も踏まえて、障害特性に応じた支援を行った場合の評価を行う。

② 児童発達支援センターの機能・運営の強化

- 児童発達支援センターの中核機能の発揮を促進する観点から、専門人材を配置して地域の関係機関と連携した支援の取組を進めるなど、4つの機能を発揮して地域の障害児支援の中核的役割を担うセンターについて、中核拠点型と位置付けて、体制や取組に応じて段階的に評価を行う。
- 児童発達支援センターが未設置の地域等において、センター以外の事業所等が中核的な役割を担う場合に、中核拠点型のセンターの評価も参考に、一定の評価を行う。

(2) 質の高い発達支援の提供の推進

※特に記載のないものは児童発達支援・放課後等デイサービス共通

① 総合的な支援の推進と特定領域への支援の評価等

- 適切なアセスメントの実施とこどもの特性を踏まえた支援を確保する観点から、支援において、5領域（※）を全て含めた総合的な支援を提供することを基本とし、支援内容について、事業所の個別支援計画等において5領域とのつながりを明確化した上で提供することを求める。
※「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」
- 総合的な支援と支援内容の見える化を進める観点から、事業所において、5領域とのつながりを明確化した事業所全体の支援内容を示すプログラムの策定・公表を求めるとともに、未実施の場合の報酬の減算を設ける。
- 児童指導員等加配加算について、専門職による支援の評価は専門的支援加算により行うこととし、経験ある人材の活用・評価を推進する観点から、配置形態（常勤・非常勤等）や経験年数に応じた評価を行う。
- 専門的支援加算及び特別支援加算について、専門人材の活用とニーズを踏まえた計画的な専門的支援の実施を進める観点から、両加算を統合し、専門的な支援を提供する体制と、専門人材による個別・集中的な支援の計画的な実施を2段階で評価する。
- 基本報酬について、発達支援に対するきめ細かい評価とする観点から、極めて短時間の支援は算定対象から原則除外するとともに、個別支援計画に定めた個々の利用者の支援時間に応じた評価が可能となるよう、支援時間による区分を設ける。
- 自己評価・保護者評価について、運用の標準化と徹底を図る観点から、基準において実施方法を明確化する。

② 関係機関との連携の強化

- 関係機関連携加算（I）について、対象となる関係機関に医療機関や児童相談所等を含めるとともに、個別支援計画作成時以外に情報連携を行った場合の評価を行う。
- 障害児支援の適切なコーディネートを進める観点から、セルフプランで複数事業所を併用する児について、事業所間で連携し、こどもの状態や支援状況の共有等の情報連携を行った場合の評価を行う。
※ 併せて、セルフプランの場合に、自治体から障害児支援利用計画（セルフプラン）を障害児支援事業所に共有、また障害児支援事業所から個別支援計画を自治体に共有して活用する仕組みを設ける。

(2) 質の高い発達支援の提供の推進 (続き)

③ 将来の自立等に向けた支援の充実

- 放課後等デイサービスにおいて、こどもの状態等も踏まえながら、通所や帰宅の機会を利用して自立に向けた支援を計画的に行った場合の評価を行う。
- 放課後等デイサービスにおいて、高校生について、学校や地域との連携の下、学校卒業後の生活を見据えた支援を行った場合の評価を行う。

(3) 支援ニーズの高い児への支援の充実

※特に記載のないものは児童発達支援・放課後等デイサービス共通

① 医療的ケア児・重症心身障害児への支援の充実

- 認定特定行為業務従事者による支援についての評価の見直しを行う。
- 主として重症心身障害児を通わせる事業所についての評価の見直しを行う。
- こどもの発達や日常生活、家族を支える観点から、医療的ケア児や重症心身障害児に、発達支援とあわせて入浴支援を行った場合の評価を行う。
- 医療的ケア児や重症心身障害児の送迎について、こどもの医療濃度等も踏まえた評価を行う。
- 居宅介護の特定事業所加算の加算要件（重度障害者への対応、中重度障害者への対応）に、医療的ケア児及び重度心身障害児を追加する。
- 医療的ケア児の受入れ先の拡充を図る観点から、共生型サービスにおいて、医療的ケア児に対して支援を行った場合の評価を行う。

② 強度行動障害を有する児への支援の充実

- 強度行動障害児支援加算について、支援スキルのある職員の配置や支援計画の策定等を求めた上で、評価を充実する。放課後等デイサービスにおいて、専門人材の支援の下、行動障害の状態がより強い児に対して支援を行った場合の評価の見直しを行う。
- 放課後等デイサービスの個別サポート加算（Ⅰ）について、行動障害の予防的支援を充実させる観点から、強度行動障害の知識のある職員による支援を行った場合の評価を充実する。

③ ケアニーズの高い児への支援の充実

- 個別サポート加算（Ⅱ）について、要支援・要保護児童への支援の充実を図る観点から、こども家庭センターやサポートプランに基づく支援との連携を推進しつつ、評価の見直しを行う。
- 難聴児支援の充実を図る観点から、児童発達支援センターでの評価も参考に、人工内耳を装着している児に支援を行った場合の評価を行う。
- 視覚障害児や重度の聴覚障害児への支援を促進する観点から、生活介護等での評価も参考に、意思疎通に関し専門性を有する人材を配置して支援を行った場合の評価を行う。
- 児童発達支援の個別サポート加算（Ⅰ）について、保護者の負担軽減・事務の効率化の観点から、基本報酬に包括化して評価することとした上で、重度障害児への支援を充実させる観点から、放課後等デイサービス等での評価も参考に、著しく重度の障害児が利用した場合に評価を行う。
- 放課後等デイサービスの個別サポート加算（Ⅰ）について、著しく重度の障害児が利用した場合の評価の見直しを行う。

④ 継続的に学校に通学できない児童（不登校児童）への支援の充実

- 放課後等デイサービスにおいて、通常の発達支援に加えて、学校との連携を図りながら支援を行った場合の評価を行う。

⑤ 居宅訪問型児童発達支援の充実

- 効果的な支援を確保・促進する観点から、支援時間に下限を設定する。訪問支援員特別加算について、配置のみでなく当該職員による支援の実施を求めるとともに、より経験のある訪問支援員への評価の見直しを行う。職種の異なる複数人のチームでの多職種連携による支援についての評価を行う。
- 強度行動障害の支援スキルのある訪問支援員が専門的な支援を行う場合の評価を行う。
- 児童発達支援や放課後等デイサービスでの評価も参考に、家族支援の評価を行う。（再掲）

(4) 家族支援の充実

※ 特に記載のないものは児童発達支援・放課後等デイサービス共通

① 家族への相談援助等の充実

- 家庭連携加算（居宅への訪問による相談援助）について、訪問支援を促進する観点から、評価の見直しを行う。
- 事業所内相談支援加算（事業所での相談援助）について、家族のニーズや状況に応じた支援の提供を促進する観点や、オンラインによる相談援助を推進する観点から、評価の見直しを行う。
- きょうだいへの支援も促進されるよう、家庭連携加算及び事業所内相談支援加算において、きょうだいも相談援助等の対象であることを明確化する。
- 家族の障害特性への理解と養育力の向上につなげる観点から、家族が支援場面等を通じて、こどもの特性や、特性を踏まえたこどもへの関わり方等を学ぶことができる機会を提供した場合の評価を行う。
- 保育所等訪問支援及び居宅訪問型児童発達支援について、児童発達支援や放課後等デイサービスでの評価も参考に、家族支援の評価の見直しを行う。

② 預かりニーズへの対応

- 児童発達支援・放課後等デイサービスの基本報酬の評価において、支援時間に応じた区分を設定することとあわせて、延長支援加算を見直し、一定の時間区分を超えた時間帯の支援について、預かりニーズに対応した延長支援として評価を行う。
※ 延長時間帯の職員配置については、安全確保の観点から、2人以上の配置を求めるとともに、児童発達支援管理責任者の対応も認めるなど、運用の見直しを行う。

(5) インクルージョンの推進

① 児童発達支援・放課後等デイサービスにおけるインクルージョンに向けた取組の推進

- 併行通園や保育所等への移行等、インクルージョン推進の取組を求めるとともに、事業所の個別支援計画等において具体的な取組等について記載しその実施を求める。
- 保育・教育等移行支援加算について、保育所等への移行前の移行に向けた取組についても評価を行う。

② 保育所等訪問支援の充実

- 保育所等訪問支援において、効果的な支援を確保・促進する観点から、
 - ・ 訪問支援時間に下限を設定する。個別支援計画について、保育所や学校等の訪問先と連携しての作成・見直しを求める。
 - ・ 訪問先施設に加えて、利用児童の支援に関わる保健・医療・教育・福祉等の関係機関と連携して個別支援計画の作成やケース会議等を実施した場合の評価を行う。
 - ・ 訪問先施設の職員に対するフィードバックやカンファレンス、関係機関との連携等において、オンラインの活用を推進する。
 - ・ 児童発達支援や放課後等デイサービスの取組も参考に、自己評価・保護者評価、訪問先評価の実施・公表を求める。
- 訪問支援員特別加算について、配置のみでなく当該職員による支援の実施を求めるとともに、より経験のある訪問支援員への評価の見直しを行う。
- 職種の異なる複数人のチームでの多職種連携による支援についての評価を行う。
- 重症心身障害児や医療的ケア児、重度障害児等へ支援を行った場合に、他の障害児通所支援や障害児入所施設での評価も参考にした評価を行う。
また、強度行動障害を有する児について、強度行動障害の支援スキルのある訪問支援員が専門的な支援を行う場合の評価を行う。
- 児童発達支援や放課後等デイサービスでの評価も参考に、家族支援の評価の見直しを行う。（再掲）

(6) 障害児入所施設における支援の充実

① 地域生活に向けた支援の充実

- 早期からの計画的な移行支援を促進する観点から、15歳以上に達した入所児童について、移行支援に係る個別の計画（移行支援計画）を作成し、同計画に基づき移行支援を進めることを求める。
- 移行支援にあたっての関係機関との連携を強化する観点から、移行支援計画を作成・更新する際に、当該児の移行に関わる行政・福祉等の関係者が参画する会議を開催し、移行支援に関して連携・調整を行った場合の評価を行う。
- 体験利用の活用を促進する観点から、強度行動障害を有する児、重症心身障害児等、特別な支援を必要とする入所児童の宿泊・サービス利用体験時に、障害児入所施設の職員が、事前に体験先施設との連携・調整を行うとともに、体験先施設への付き添い等の支援を行った場合の評価を行う。
- 日中活動や移行支援の充実を図る観点から、職業指導員加算について、専門的な支援を計画的に提供することを求める内容に見直す。

② 小規模化等による質の高い支援の提供の推進

- 家庭的な養育環境の確保を推進する観点から、できる限り良好な家庭的な環境の中で支援を行うよう努めることを求める。
- より家庭的な環境による支援を促進する観点から、
 - ・ 小規模グループケア加算について、児童養護施設の取組も参考に、より小規模なケアの評価の見直しを行う。
 - ・ 小規模グループケア加算（サテライト型）について、安全な運営のために人員配置の強化を求めた上で、評価の見直しを行う。
- 福祉型障害児入所施設の基本報酬について、利用定員規模別の報酬設定をよりきめ細かく設定するとともに、大規模の定員区分について整理を行う。

③ 支援ニーズの高い児への支援の充実

- 強度行動障害児特別支援加算について、体制・設備の要件について、標準的な支援を行う上で必要な内容に整理するとともに、評価の見直しを行う。加えて、行動障害の状態がより強い児への支援について、専門人材の配置や支援計画策定等のプロセスを求めた上で、評価の見直しを行う。
- 被虐待児に対して医療等の関係機関とも連携しながら、心理面からの支援を行った場合の評価を行う。

④ 家族支援の充実

- 入所児童の家族に対して相談援助や養育力向上の支援等を行った場合の評価を行う。

(7) 障害児相談支援の適切な実施・質の向上や提供体制の整備

① 質の高い相談支援を提供するための充実・強化（P 6再掲）

提供すべき支援

発達支援

本人支援

移行支援

家族支援

地域支援

本人支援

- 健康・生活
- 運動・感覚
- 認知・行動
- 言語・コミュニケーション
- 人間関係・社会性

過去の検討会での議論内容

過去の検討会で議論されてきたことは、大きく3つです。

- ①本人支援に関しては、5領域をカバーする総合的な支援が本来の支援の在り方であることから、全ての障害児通所支援において総合的な支援を提供することを基本とすべき
- ②包括的にこどもの発達をみていく観点とともに、こどもの状態に合わせて柔軟に必要な支援を提供することも重要であるため、総合的な支援の提供を行いつつ、その上でこどもの状態に合わせた特定の領域に対する専門的な支援を重点的に行うという支援の在り方が考えられる
- ③ピアノや絵画等のみを提供する支援については、活動プログラムやアセスメント、個別支援計画において、5領域とのつながりを明確化した支援内容とした上で提供することが必要

放課後等デイサービスでも5領域を含めた支援が必要とされた背景

これまで放課後等デイサービスでは、ガイドラインにおいて、以下のような基本的役割3つを定めた上で、4つの基本活動を組み合わせて支援を行うこと（＝総合的な支援）が基本とされてきました。

<基本的役割>

- ①子どもの最善の利益の保障
- ②共生社会の実現に向けた後方支援
- ③保護者支援

<基本活動>

- ①自立支援と日常生活の充実のための活動
- ②創作活動
- ③地域交流の機会の提供
- ④余暇の提供

(ア) 健康・生活

ねらい	<ul style="list-style-type: none">・健康状態の維持・改善・生活のリズムや生活習慣の形成・基本的生活スキルの獲得
-----	--

・健康状態の把握

健康な心と体を育て、健康で安全な生活を作り出すことを支援する。また、こどもの心身の状態をきめ細やかに確認し、平常とは異なった状態を速やかに見つけ出し、必要な対応することが重要である。その際、意思表示が困難であるこどもの障害の特性及び発達の過程・特性等に配慮し、小さなサインでも心身の異変に気づけるよう、きめ細かな観察を行う。

・健康の増進

睡眠、食事、排泄等の基本的な生活のリズムを身に付けられるよう支援する。また、健康な生活の基本となる食を営む力の育成に努めるとともに、楽しく食事ができるよう、口腔内機能・感覚等に配慮しながら、咀嚼・嚥下の接触機能、姿勢保持、手指の運動機能等の状態に応じた自助具等に関する支援を行う。さらに、病気の予防や安全への配慮を行う。

・リハビリテーションの実施

日常生活や社会生活を営めるよう、それぞれのこどもがもつ機能をさらに発達させながら、こどもに適した身体的、精神的、社会的支援を行う。

・基本的生活スキルの獲得

こどもが食事、排泄、睡眠、衣類の着脱、身の回りを清潔にすること等の生活に必要な基本的技能を獲得できるよう、適切な時期に適切な支援をこどもの状態に応じて支援する。

・構造化等により生活環境を整える

生活の中で、さまざまな遊びを通じた学びが促進されるよう環境を整える。また、障害の特性に配慮し、時間や空間を本人に分かりやすく構造化する。

(イ) 運動・感覚

ねらい	<ul style="list-style-type: none">・ 姿勢と運動・動作の向上・ 姿勢と運動・動作の補助的手段の活用・ 保有する感覚の総合的な活用
-----	---

- ・ 姿勢と運動・動作の基本的技能の向上
日常生活に必要な動作の基本となる姿勢保持や上肢・下肢の運動・動作の改善及び習得、関節の拘縮や変形の予防、筋力の維持・強化を図る。
- ・ 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用
姿勢の保持や各種の運動・動作が困難な場合、姿勢保持装置など、様々な補助用具等の補助的手段を活用してこれらができるように支援する。
- ・ 身体の移動能力の向上
自力での身体移動や歩行、歩行器や車いすによる移動など、日常生活に必要な移動能力の向上のための支援を行う。
- ・ 保有する感覚の活用
保有する視覚、聴覚、触覚等の感覚を十分に活用できるように、遊び等を通して支援する。
- ・ 感覚の補助及び代行手段の活用
保有する感覚器官を用いて状況を把握しやすくするよう眼鏡や補聴器等の各種の補助機器を活用できるように支援する。
- ・ 感覚の特性（感覚の過敏や鈍麻）への対応
感覚や認知の特性（感覚の過敏や鈍麻）を踏まえ、感覚の偏りに対する環境調整等の支援を行う。

(ウ) 認知・行動

ねらい	<ul style="list-style-type: none">・ 認知の発達と行動の習得・ 空間・時間、数等の概念形成の習得・ 対象や外部環境の適切な認知と適切な行動の習得
-----	---

・ 感覚や認知の活用

視覚、聴覚、触覚等の感覚を十分活用して、必要な情報を収集して認知機能の発達を促す支援を行う。

・ 知覚から行動への認知過程の発達

環境から情報を取得し、そこから必要なメッセージを選択し、行動につなげるという一連の認知過程の発達を支援する。

・ 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成

物の機能や属性、形、色、音が変化する様子、空間・時間等の概念の形成を図ることによって、それを認知や行動の手掛かりとして活用できるよう支援する。

・ 大小、色、数量等の習得

形の大きさ、色の違い、数量、重さ等の習得のための支援を行う。

・ 認知の偏りへの対応

認知の特性を踏まえ、自分に入ってくる情報を適切に処理できるよう支援し、認知の偏り等の個々の特性に配慮する。また、こだわりや偏食等に対する支援を行う。

・ 行動障害への予防及び対応

感覚や認知の偏り、コミュニケーションの困難性から生ずる行動障害の予防、及び適切行動への対応の支援を行う。

(エ) 言語・コミュニケーション

ねらい	<ul style="list-style-type: none">・言語の形成と活用・言語の受容及び表出・コミュニケーションの基礎的能力の向上・コミュニケーション手段の選択と活用
-----	---

・言語の形成と活用

具体的な事物や体験と言葉の意味を結びつける等により、体系的な言語の習得、自発的な発声を促す支援を行う。

・受容言語と表出言語の支援

話し言葉や各種の文字・記号等を用いて、相手の意図を理解したり、自分の考えを伝えたりするなど、言語を受容し表出する支援を行う。

・人との相互作用によるコミュニケーション能力の獲得

個々に配慮された場面における人との相互作用を通して、共同注意の獲得等を含めたコミュニケーション能力の向上のための支援を行う。

・指差し、身振り、サイン等の活用

指差し、身振り、サイン等を用いて、環境の理解と意思の伝達ができるよう支援する。

・読み書き能力の向上のための支援

発達障害のこどもなど、障害の特性に応じた読み書き能力の向上のための支援を行う。

・コミュニケーション機器の活用

各種の文字・記号、絵カード、機器（パソコン・タブレット等のICT機器を含む）等のコミュニケーション手段を適切に選択、活用し、環境の理解と意思の伝達が円滑にできるよう支援する。

・手話、点字、音声、文字等のコミュニケーション手段の活用

手話、点字、音声、文字、触覚、平易な表現等による多様なコミュニケーション手段を活用し、環境の理解と意思の伝達ができるよう支援する。

(才) 人間関係・社会性

ねらい	<ul style="list-style-type: none">・他者との関わり（人間関係）の形成・自己の理解と行動の調整・仲間づくりと集団への参加
-----	--

- ・アタッチメント（愛着行動）の形成
人との関係を意識し、身近な人と親密な関係を築き、その信頼関係を基盤として、周囲の人と安定した関係を形成するための支援を行う。
- ・模倣行動の支援
遊び等を通じて人の動きを模倣することにより、社会性や対人関係の芽生えを支援する。
- ・感覚運動遊びから象徴遊びへの支援
感覚機能を使った遊びや運動機能を働かせる遊びから、見立て遊びやつもり遊び、ごっこ遊び等の象徴遊びを通して、徐々に社会性の発達を支援する。
- ・一人遊びから協同遊びへの支援
周囲にこどもがいても無関心である一人遊びの状態から並行遊びを行い、大人が介入して行う連合的な遊び、役割分担したりルールを守って遊ぶ協同遊びを通して、徐々に社会性の発達を支援する。
- ・自己の理解とコントロールのための支援
大人を介在して自分のできること、できないことなど、自分の行動の特徴を理解するとともに、気持ちや情動の調整ができるように支援する。
- ・集団への参加への支援
集団に参加するための手順やルールを理解し、遊びや集団活動に参加できるよう支援する。

児童発達支援計画(ガイドライン項目の記載例)

(注)ガイドラインで示した支援内容の項目の記載例です。個別支援計画の見本ではありません。

子どもの名前 ○○ さん

作成年月日: ○○年 ○月 ○○日

○目標	長期目標	気持ちをサインやことばで表現し、みんなと一緒にの活動を楽しみながら、保育所への移行を準備しよう。
	短期目標	食事や着替などがスモールステップを踏んでできるようになり、「できた」という経験を増やしていきましょう。

○具体的な目標及び支援計画等

項目	具体的な目標	支援内容		支援期間 (頻度・時間・期間等)	サービス提供機関 (提供者・担当者等)	優先順位
		内容・留意点等	ガイドライン項目			
発達支援 【健康・生活】	食事、衣類の着脱などが自分でできるようになり、「できた」という感覚を持ちたい。	お昼時、使いやすい食具を用意し、姿勢を保持しながら食事ができるように支援します。来所・通所時の着替えの際、衣類に前後の目印を付けるなど工夫して、シャツ、ズボンなどの着脱にスモールステップで取り組みます。	本人支援の(ア)健康・生活のb-(d)	3か月 (週3日)	担当スタッフ ○○ ○○	1
発達支援 【言語・コミュニケーション】	自分の気持ちを、少しずつ言葉やサインで伝えていきたい。	午後の個別活動の際、身振りなどで意思の伝達ができるように支援します。絵カードなどを通して、言葉で伝えることができるようにスモールステップで支援します。	本人支援の(エ)言語・コミュニケーションのb-(b)、(d)、(f)	6か月 (週3日)	担当スタッフ ○○ ○○	1
発達支援 【人間関係・社会性】	友だちと仲良く遊びながら、みんなで活動を楽しみたい。	午前中の集団活動の中で、友だちとのやりとり遊びを設定します。友だちとの手つなぎや役割のある遊びや活動などを通して、集団を意識できるよう支援します。	本人支援の(オ)人間関係・社会性のb-(d)、(f)	6か月 (週3日)	担当スタッフ ○○ ○○	2
移行支援	保育所にも通園して友だちがたくさんできるように、保育所の先生と一緒に話します。	併行通園を予定している保育所と、本人の状況や支援内容等の情報を共有します。また、ケース会議やモニタリングの際には、併行通園予定の保育所の先生にも参加いただくことにしています。	移行支援の(イ)-(c)、(d)	6か月	児童発達支援管理責任者、担当スタッフ○○、保育所の担当先生	1
家族支援	○○さんについて3月に1回、話し合う機会をもちます。	保護者面談の時間を3か月に1回に設け、当所での様子を丁寧に伝えるとともに、家庭での様子を聞き取り、情報を交換するとともに、親御さんの心配ごとへの助言を行います。	家族支援のイ-(ア)、(イ)	6か月	児童発達支援管理責任者、担当スタッフ○○、お母さん	3
地域支援	○○さんの成長を見据え、顔の見える連携が関係機関で図れるようにします。	地域の保育所、認定こども園、幼稚園との交流をしながら、子どもだけでなく、職員間の連携を図ります。また、(自立支援)協議会に参加し、役割分担をしながら○○さんの支援ができるようにします。	地域支援のイ-(ア)-、(a)、(f)	6か月	児童発達支援管理責任者、担当スタッフ○○	4

事業所における総合的な支援方針

食事、衣類の着脱などが自分ででき、「できた」という喜びを味わえるようにします。また、遊びを通じた友だちとの交流により、かかわりや表現することの楽しさを味わえるように支援し、通園が楽しみの場になることを目指します。

平成 年 月 日 保護者氏名 _____ 印 Outlook 児童発達支援管理責任者 _____ 印